

# 2025年度 安城市姉妹都市交換学生交流事業 学生募集要項

## 1 目 的

安城市が姉妹都市提携しているアメリカ合衆国ハンティントンビーチ市及びオーストラリア連邦ホブソンズベイ市と相互に行うホームステイを通して国際感覚を養うとともに、交流を深めることを目的とします。

## 2 主 催

安城市国際交流協会（以下「協会」という。）

## 3 募集人数

8名程度   ハンティントンビーチ市   4名程度（他に引率者1名が同行）  
                  ホブソンズベイ市           4名程度（他に引率者1名が同行）

## 4 交流日程       ※日程は諸事情により変更する場合があります。

	ハンティントンビーチ市	ホブソンズベイ市
派遣期間	6月30日（月）～7月11日（金）	7月4日（金）～7月16日（水）
受入期間	7月28日（月）～8月7日（木）	7月29日（火）～8月8日（金）

どちらの期間も相手市で選出された人とペアとなり、相互にホームステイします。

## 5 応募資格（全てを満たすこと。）

(1) 2025年度の時点で中学校2年生から高校3年生までの生徒であること。

※2007年4月2日以後に生まれた人

※中学生の場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校に在籍する人

※高校生の場合は、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、高等専門学校又は専修学校（高等課程に限る。）に在籍する人

(2) 心身ともに健康で、本市を代表するにふさわしい節度ある行動ができること。

(3) 英語が好きで、海外への興味関心が強く学習意欲が旺盛であり、かつ、積極的に行動できること。

(4) 本人及び1人以上の保護者が、2025年1月1日に本市の住民基本台帳に記録されており、事業完了まで引き続き市内に居住予定であること。

(5) 本人及び保護者の属する世帯が市税を完納していること。

(6) 保護者の承認が得られ、本交流事業後も姉妹都市交流事業に協力ができること。

(7) 原則、派遣前説明会（3回程度）、壮行会、派遣後の報告会などに参加ができること。

(8) 受入期間中はペアを家族の一員として温かく迎えることができること。（個室が望ましい。）

(9) 原則、受入期間中は全体行事への参加が可能であり、行事がない日にはペアの意向を尊重した視察等が行えること。

(10) 過去に協会主催の姉妹都市交換学生交流事業に参加していないこと、且つ、他市町村や他市町村の国際交流協会等が主催する姉妹都市交換学生派遣に類する事業に過去に参加、または現在重複して応募していないこと。

## 6 提出書類

(1) 参加申込書・自己紹介書

(2) 作文（「応募動機」をテーマに800字程度にまとめたもの）

※提出書類は、一切返却しません。また、個人情報、本事業に関する目的に限り使用します。

## 7 提出期限

2025年3月19日（水）午後5時必着（※必ず協会に直接ご持参ください。）

## 8 提出先及び問合せ先

安城市国際交流協会：安城市桜町18番23号 安城市役所 さくら庁舎内

※午前9時～正午 午後1時～午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

電話：0566-71-2260 FAX：0566-72-7772

メールアドレス：[kokusai.aia@gmail.com](mailto:kokusai.aia@gmail.com)

## 9 選考

書類審査及び面接審査を4月5日（土）と6日（日）に予定しています。

（面接は、日本語と簡単な英語で行います。）

※選考結果は1～2週間後に通知します。（第1回説明会は4月25日（金）に予定しています。）

※派遣決定後、在籍する学校の在学証明書、派遣承諾書、保護者等の完納証明書（市税に未納がないことの証明）を提出していただきます。

## 10 その他

(1) 渡航に必要な航空運賃等は、協会が負担します。その他の経費（旅券取得手数料、旅行保険加入費用、個人的費用等）は、個人の負担となります。また、来安中のホームステイ（各家庭での食事含む）、自由行動についても個人の負担となります。

(2) 姉妹都市での宿泊は、全てホームステイとなります。ただし、ホームステイ先の学生は同性にならない場合があります。

(3) 学生の保護者には、協会に5年以上継続して入会し、協会の事業に参加・協力をしていただきます。（年会費3,000円）。

(4) 帰国後、報告書等を協会に提出していただきます。

(5) 今後の世界情勢により、派遣を延期又は中止する場合があります。

(6) 2025年6月1日時点で中学生、高校生でなくなった場合、又は、本市を代表するにふさわしい行動や団体行動のルールに従うことができないと協会が判断した場合は、派遣の決定を取り消す場合があります。

(7) 交流事業中における協会や派遣先関係機関の管理・監督の及ばない偶発的な事故、疾病等又は天災、不慮の事故等により生じる被災、疾病、傷害等について、協会や派遣先関係機関は、その責任を負いません。また、学生が交流事業を継続することができなくなった場合の帰国に要する一切の経費は、自己負担とします。